ちば人権出前講座　開催の流れ

〔実施要領〕

ちば人権出前講座事業実施要領

〔流　れ〕

①主催者が原則開催２ヶ月前までに県健康福祉政策課に派遣申請
②県健康福祉政策課が講師に講演の可否を確認
③県健康福祉政策課が主催者に派遣の可否を回答
　講演可能な場合は、県健康福祉政策課が主催者及び講師に派遣の決定を通知
④主催者と講師の間で詳細について打合せ
　※パソコン、プロジェクター、マイク等の機材の使用を含め、講師と打合せを行い、研修会等の準備をしてください。
⑤研修会等の開催
⑥主催者が実施後１０日以内に実績を報告
⑦県健康福祉政策課が講師に謝金等支払い
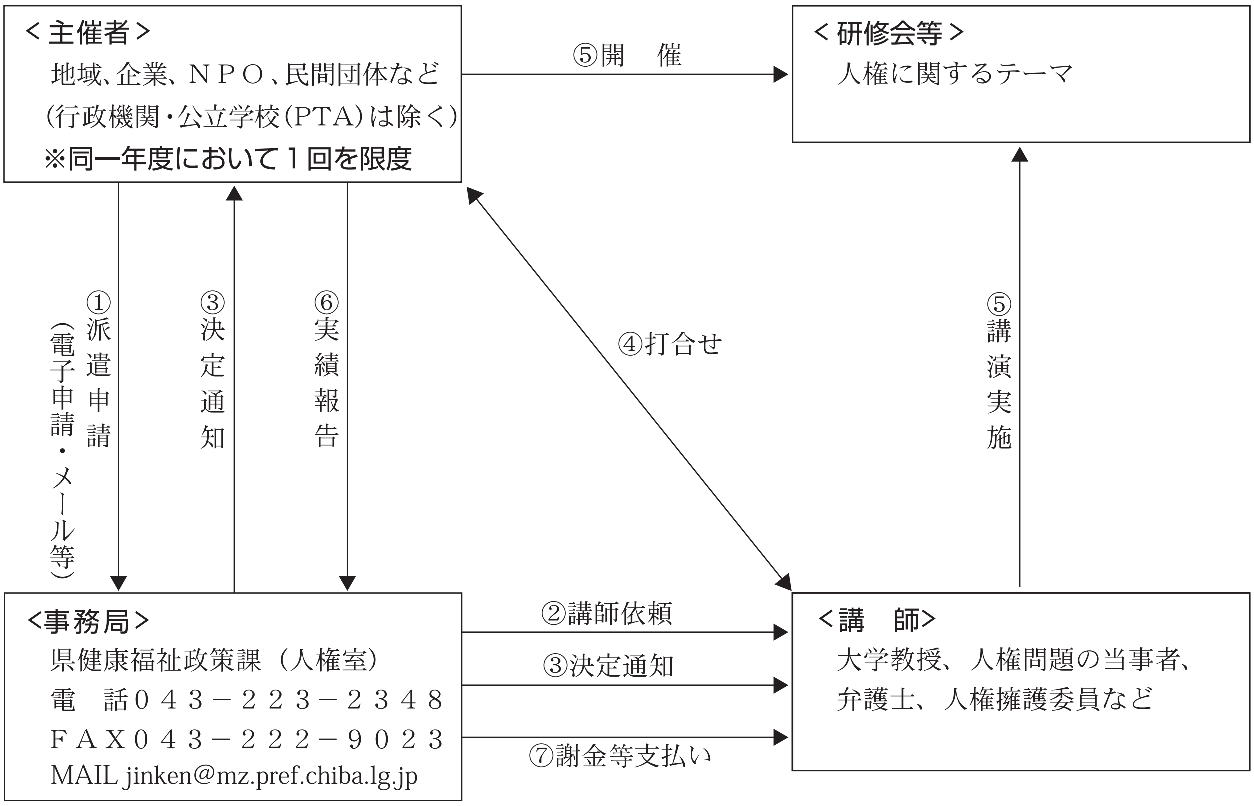
〔フロー図〕